

(地Ⅲ207F)

平成 26 年 11 月 8 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

エボラ出血熱疑い症例について（続報）

11 月 7 日付（地Ⅲ206F）文書をもって、リベリア滞在歴のある 60 歳代男性が発熱症状を訴え都内の医療機関を受診した旨ご連絡申し上げました。

その後同患者は国立国際医療研究センターに搬送され、患者から採取した検体を国立感染症研究所において遺伝子検査したところ、エボラウイルスの反応は、「陰性」であることが判明いたしましたのでご連絡いたします。

また、同日ギニアから関西国際空港に到着・入国後に発熱症状を訴えた 20 歳代の女性が確認されました。

同患者は、本人の報告によればエボラ出血熱患者との接触はないとのことでしたが、りんくう総合医療センターに搬送され、検体を国立感染症研究所において遺伝子検査した結果、同様に「陰性」であることが確認されましたので合わせてご連絡申し上げます。

なお、重ねてお願いしているところですが、検疫を通過してエボラ出血熱の疑い患者が一般の医療機関を直接受診する可能性も否定できないことから、各医療機関におかれましては、以下の対応の徹底をお願い申し上げます。

- （１）発熱症状を呈する患者には必ず渡航歴を確認すること。
- （２）当該受診者について、発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去 1 か月以内の滞在歴が確認できた場合は、エボラ出血熱の疑似症患者として直ちに最寄りの保健所に届け出て、当該医療機関では検体の採取等は行わないこと。
- （３）上記 3 国の過去 1 か月以内の滞在歴を有し、かつ発熱症状を呈する患者から電話の問い合わせがあった場合は、当該患者に対し、最寄りの保健所へ連絡するよう指導すること。

つきましては、本件について管下郡市区医師会ならびに貴会会員に周知賜りますようご高配のほどお願い申し上げます。

本情報は 11 月 8 日 13 時 50 分時点のものであることを申し添えます。